

市第95号議案

保護施設の指定管理者の指定

次のように保護施設の指定管理者を指定する。

平成22年12月3日提出

横浜市長 林 文子

| 名 称 | 指 定 管 理 者 | | 指 定 の 期 間 |
|----------|--------------------|----------------------------------|---------------------------------|
| | 所 在 地 | 名 称 | |
| 横浜市浦舟園 | 泉区和泉町6,18 1番地の2 | 社会福祉法人神奈川県匡済会 理事長 原 範 行 | 平成23年4月1日か ら平成28年3月31日 まで |
| 横浜市中央浩生館 | 泉区下飯田町35 5番地 | 社会福祉法人横浜市社会事業 協会 理事長 高 橋 勉 | 同 |

提 案 理 由

横浜市浦舟園及び横浜市中央浩生館の指定管理者を指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案する。

参 考

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（第 7 項から第 11 項まで省略）